

防府市地域交流センター（アスピラート）  
カーボンニュートラルコーナー展示製作設置事業  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

防府市生活環境部環境政策課

## 1 目的

本要領は、防府市地域交流センター（アスピラート）カーボンニュートラルコーナー展示製作設置事業を実施するに当たり、業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名 防府市地域交流センター（アスピラート）カーボンニュートラルコーナー展示製作設置業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年1月31日まで
- (3) 委託内容 別紙 防府市地域交流センター（アスピラート）カーボンニュートラルコーナー展示製作設置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 提案限度額 2,000,000円（税込）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案額（参考見積額）が、提案限度額を超過した場合は失格とする。

## 3 プロポーザルの実施方法

プロポーザル参加事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性、費用等を勘案し、総合的な見地から優先交渉権者を選定するため、別紙仕様書に沿った提案を行うこと。

なお、選定は、本市関係者で構成する防府市地域交流センター（アスピラート）カーボンニュートラルコーナー展示製作設置事業に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」とする。）で審査し、優先交渉権者を決定する。

## 4 参加条件

プロポーザルに参加する者は、本公告日から優先交渉権者が決定されるまでの間、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和8・9年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。
- (2) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、また、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 国税及び防府市税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年以内に、国または地方公共団体が発注した展示製作業務を元請として受注し、

履行した実績を有していること。

(10) プロポーザル参加者と資本的・人的関係がないこと。

## 5 業務の再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、本市との協議の上、承認を得た場合はこの限りでない。

本提案で、再委託を予定している場合は、再委託先（名称・所在・代表者名）、再委託する業務範囲、再委託業務の履行状況の管理方法、体制等について提案書に記載すること。

なお、再々委託は認めない。

## 6 実施スケジュール

内容	期日
公告、参加申請受付開始	令和8年6月25日（木）
参加申込書等提出期限、質問受付期限	令和8年7月8日（水）
質問回答	令和8年7月10日（金）
企画提案書提出期限	令和8年7月22日（水）
書類審査結果通知	令和8年7月24日（金）
審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年7月31日（金）
選考結果発表、優先交渉権者決定通知	令和8年8月3日（月） 予定
契約締結	令和8年8月中旬予定

## 7 参加申込書等の提出について

(1) 提出期間

令和8年6月25日（木）から令和8年7月8日（水）午後5時15分まで（必着）

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類 ア 参加申込書兼誓約書（様式1）

イ 法人概要（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 郵送又は持参

※持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(5) 提出先 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部環境政策課

## 8 質問及び回答について

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、電子メールで質問書（様式4）を下記まで提出し、メール送信後は確認のため、必ず電話連絡を行うこと。

電話や窓口、郵送、FAXによる質問・問い合わせには応じない。

(2) 質問受付期間

令和8年6月25日(木)から令和8年7月8日(水)午後5時までとし、期限後に提出されたものは受付しない。

(3) 提出先

防府市生活環境部環境政策課

メールアドレス：[seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp](mailto:seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp)

電話番号：0835-25-2328(直通)

(4) 回答方法

質問に関する回答は、令和8年7月10日(金)までに本市ホームページで公表する。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年7月22日(水)午後5時15分まで(必着)

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類 ア 企画提案書提出届(様式5)

イ プレゼンテーション参加者届出書(様式6)

ウ 企画提案書(任意様式)

※A4サイズの任意の様式で作成すること。

A3サイズを使用する場合は、片袖折りで折り畳み、A4サイズとすること。

エ 見積書及び見積内訳書

(3) 提出部数 提出書類をア～ウの順に並べ、正本1部、副本10部(正本1部以外はコピー可)を提出すること。見積書及び見積内訳書は、消費税及び地方消費税を含めた金額で、任意様式で作成し、防府市長宛てに1部提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

※いずれの場合も、企画提案書については、併せて文字列検索が可能なPDFデータを、環境政策課へ提出期限までにメールで提出すること。

(5) 提出先

防府市生活環境部環境政策課

メールアドレス：[seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp](mailto:seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp)

電話番号：0835-25-2328(直通)

(6) 書類審査

事務局において、プロポーザル参加希望者が参加資格要件を満たしているか、必要な書類が過不足なく提出されているかを確認し、書類審査結果通知を送付します。

## 10 審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 開催日時・会場

令和8年7月31日(金)を予定しており、実施時間、場所については、参加申込書の担当者に別途通知する。

- (2) 実施方法 プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含め、1事業者30分以内（準備及び説明15分以内、質疑応答10分程度、片付け5分以内）とする。
- (3) 出席者 3名以内
- (4) その他
  - ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。
  - イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
  - ウ プレゼンテーション会場には、電源、モニター及び接続ケーブルを準備する。その他必要な機材等は、事業者で用意すること。

## 1 1 審査体制及び方法

### (1) 審査体制

本市が設置する防府市地域交流センター（アスピラート）カーボンニュートラルコーナー展示製作設置事業に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

### (2) 審査方法

提案者の提案に対して、「評価基準」に定める算定方法により、評価点を算定する。評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、評価点数の合計が総合計点数の60%未満のものは失格とする。

また、最も高い点数の提案者が複数の場合は、評価項目における項目4の評価点が最も高い点数の提案者に決定し、上記評価項目が同点数の場合は、審査委員会の協議により決定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を補助事業候補者として選定する。

### (3) 審査結果の通知

結果は、文書にて全提案者へ郵送で通知する。また、補助事業候補者及び評価点数を本市ホームページにおいて公表する。また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じないものとする。

## 1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格要件を満たしていない場合
- (3) 本実施要項に示した提出に関する条件に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) その他法令違反があり不相当と判断した場合

## 1 3 参加者の辞退

参加申込書提出後、都合により本プロポーザルの参加を辞退するときは、速やかに「16 問合せ先及び資料等の提出先」まで連絡のうえ、辞退届（様式第7号）を提出すること。

#### 1 4 契約手続き

- (1) 1 1 で選定した優先交渉権者と契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更または削除、見積金額等の変更をすることがある。
- (3) 優先交渉権者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

#### 1 5 その他留意事項

- (1) 企画提案は1者につき1提案とし、提出期限以後の書類の提出、差替え、記載内容の修正、変更及び追加は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに要する一切の費用は、事業者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、防府市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (5) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。

#### 1 6 問合せ先及び資料等の提出先

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号（本館3階）

防府市役所 生活環境部 環境政策課

電話番号：0835-25-2328（直通）

FAX番号：0835-25-2369

電子メール：[seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp](mailto:seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp)

※本プロポーザルに関する様式や各種資料については、環境政策課窓口及び市ホームページにて配布する。

## 別表

## 評価基準

項番	評価項目	審査の視点	配点
1	類似業務の実績	・本業務の内容と同種または類似の展示実績はあるのか。	10
2	見積金額	・提案価格のうち (最低見積価格/自社の見積価格) × 20 点 ※小数点第1位を四捨五入 ※見積価格が本市の示した契約上限価格を超過している事業者については、総合点が優れている場合にあっても採用しない。	20
3	スケジュール	・業務の実現性が確保されたスケジュールとなっているか。	10
4	来場者への適合性 (子ども向け)	・難解な言葉を避け、直感的に理解できるか。 ・体験型やクイズ形式など、子どもの興味をひく工夫があるか。	20
	テーマの具体性	・「自分たちに何ができるか」という行動変容を促すストーリー性があるか。 ・防府市の特性を反映しているか。	20
	訴求力・デザイン性	・展示パネルや空間構成が明るく親しみやすいか。 ・動線計画が的確で、安全性が確保されているか。	20
5	追加提案	・本業務の成果を高めるための独自の追加提案がなされているか。	20
6	提案内容的的確性	・コンセプトを含め、仕様書の内容を的確に捉え、本業務を効果的、効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。	20
7	プレゼンテーション能力	・聞き手の立場に立った、分かりやすい内容であったか。 ・十分なマネジメント能力、コミュニケーション能力を有しているか。 ・質問に対して、即座に正確な回答ができているか。	10
合計			150

## 留意事項

- (1) 一定の品質を確保するため、総合計点数の6割を評価の最低基準とし、当該基準を超える者のうち、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、残りの者の順位も決定する。
- (2) 審査結果が同点の場合、項目4の合計点が高い者を上位者として決定する。さらに、項目4の合計点と同点の者がいるときは、選定委員会の協議により上位者を決定する。